**質 問 回 答 書**

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問 | 回　答 |
| ①申請前の横浜市に事前相談は必要か。 | 申請前に事前相談は不要です。 |
| ②週3日や週5日の考え方について「1年で◯日間実施が必須」など決まりがあるか（祝日や年末年始など） | 「1年で◯日間実施が必須」などの決まりはありません。祝日や年末年始の分を開所日に振り替えて行うことは必須ではありません。 |
| ③基本、月～金の週5日平日で実施する場合、祝日が入った際は土曜実施が必須なのか。 | 祝日の分を開所日に振り替えて行うことは必須ではありません。常設園は定期的に参加できる子育てひろばを実施いただくことになりますので、月のスケジュールを事前に公表し、休止や振替等を行う場合は事前に周知してください。 |
| ④実施場所の面積（保育室など）の大きさに制限があるか。 | 面積基準はありませんが、概ね１０組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保してください。 |
| ⑤私立常設園の場合、専任従事者2名は「子育て親子の支援に関して意欲のある者、子育てに関する知識と理解のある者」であれば、どちらも無資格で良いのか。 | 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、かつ、子育てに関する知識と理解のある者であれば、無資格でもかまいません。 |
| ⑥参加者がいなかった日に関しては開催とみなして良いのか。またその際は実施園の保育業務を行うのは良いのか。 | 育児講座・交流保育、地域開放について、参加者がいない場合、開催とみなしてかまいません。参加者がいない場合も、専任従事者は、子育てひろばとしての開所時間中について、原則ひろば事業以外には従事できません。保育等の他業務のサポートを一時的に行うことは構いませんが、保育の職員配置人数に含むことはできません。 |
| ⑦【事業計画書】専任従事者記載欄の名前は選定結果前の場合でも記載が必須なのか。（結果が出た後で記載を行うのは可能か） | 選定結果前であっても記載は必須です。現時点での配置見込を記載してください。選定後に専任従事者が変更となる場合は区にご相談ください。 |
| ⑧【事業計画書（3）】内の「相談専用電話設置の有無」は回線を繋ぐ予定の場合、電話番号記載欄は空欄のまま提出でも良いか。 | 専用回線を今後繋ぐ予定の場合は「無」を選択し、余白に「予定あり」と記載してください。 |
| ⑨【子育て支援事業実施要領】（施設の地域開放）「来所する児童の見守りや保護者の交流の支援を行うスタッフを置くよう努めるものとする。」は専任従事者とは別に配置が必要なのか。 | 専任従事者と兼任でもかまいませんが、その場合は専任従事者が休憩や不在などの場合も別のスタッフが見守り等を行える人員配置にしてください。 |
| ⑩【子育て支援事業実施要領】（施設の地域開放）「施設の地域開放の実施時間の基準は、センター園にあっては１日５時間以上…」は時間を1部、2部と分けてトータル5時間でも良いのか。 | 私立常設園はセンター園ではなく「センター園以外の認定こども園及び保育所」に該当するため、地域開放については１日５時間以上の実施は必須ではありません。保護者等が参加しやすいように配慮して設定してください。ただし、子育てひろば事業としては１日５時間以上の開設が必須となります。参加者が育児相談等で訪れる時間は５時間以上確保してください。 |
| ⑪【子育て支援事業実施要領】（施設の地域開放）「施設の地域開放の実施日数は、センター園にあっては週５日以上、子育てひろば私立常設園にあっては週３日以上…」は私立常設園の場合、「センター園」と「子育てひろば私立常設園」のどちらに該当するのか。 | 私立常設園は「子育てひろば私立常設園」に該当します。 |
| ⑫【補助金交付要綱】（対象経費及び補助額）（3）「専任従事者等を研修に参加させる際に代替の従事者を配置した場合は、第１号に規定する額に研修代替職員配置加算として、２人を上限として１人あたり、一律２２，０００円を加算する」は1人1回のみなのか。1人の研修が複数回ある場合は複数回申請可能なのか。また代替職員は園のスタッフでも良いのか。 | 代替職員は園のスタッフでもかまいません。代替職員配置の加算ですので、1人が複数回研修を受けた際に代替職員を配置しているのであれば、２回まで申請可能です。 |
| ⑬【子育て支援事業実施要領】（地域に出向いての支援）（第13 条）「育児支援センター園は、実施要綱第３条各号に定める事業のいずれかにおいて、地域ケアプラザ等の施設や公園等の地域に出向いて行う育児支援を年２回以上実施するものとする」の 「育児支援センター園」は”センター園（子育てひろば私立常設園）”にも該当するのか。 | 「育児支援センター園（センター園）」は、「横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱」第３条に定める事業をすべて実施する市立保育所を指し、現在、都筑区ではみどり保育園と茅ケ崎南保育園がこれに該当します。よって、子育てひろば私立常設園は育児支援センター園には該当しません。 |
| ⑭運営する園内で実施する場合、賃借料は家賃を分割して経費（使用料及び賃借料）に計上して良いのか。 | 園舎の家賃は通常の園運営費となるため、本事業を園内で実施する場合であっても家賃の一部または全部を本事業の経費として計上することはできません。 |